

市議会の動き

(令和7年2月~4月)

第173号

令和7年5月
小平市議会事務局

目 次

議会の記録	1
会議の内容と結果	
幹事長会議	3
議会運営委員会	8
全員協議会	1 2
昭和病院企業団議会	1 4
湖南衛生組合議会	1 5
小平・村山・大和衛生組合議会	1 5
東京都十一市競輪事業組合議会	1 6
東京都四市競艇事業組合議会	1 6
東京たま広域資源循環組合議会	1 8
多摩六都科学館組合議会	1 9
多摩北部都市広域行政圏協議会	1 9
関東市議会議長会	1 9
東京都市議会議長会	2 0
議員研修	
東京都市議会議員研修会	2 2
市議会議員研修会	2 2
参考資料	
会議の状況	3 9
図書室だより	4 2
視察来庁の動き	4 2
一部事務組合等議会議員・協議会等委員	4 3

議 会 の 記 録

- 2月 3日(月) 厚生委員会
4日(火) 環境建設委員会
東京都十一市競輪事業組合議会
東京都四市競艇事業組合議会
5日(水) 全員協議会
議員研修会
7日(金) 東京都市議会議長会議員研修会
13日(木) 幹事長会議
14日(金) 昭和病院企業団議会
湖南衛生組合議会
多摩六都科学館組合議会
多摩北部都市広域行政圏協議会審議会
東京都市議会議長会定例総会
17日(月) 小平・村山・大和衛生組合議会
18日(火) 議会運営委員会
19日(水) 東京たま広域資源循環組合議会議会運営委員会
21日(金) 3月定例会初日
25日(火) 3月定例会2日目(代表質問)
26日(水) 3月定例会3日目(一般質問)
27日(木) 3月定例会4日目(一般質問)
28日(金) 3月定例会5日目(一般質問)
3月 4日(火) 一般会計予算特別委員会
5日(水) 一般会計予算特別委員会
6日(木) 一般会計予算特別委員会
7日(金) 特別会計・下水道事業会計予算特別委員会
11日(火) 総務委員会
12日(水) 生活文教委員会
13日(木) 厚生委員会
幹事長会議(臨時)
14日(金) 環境建設委員会
18日(火) 広聴広報特別委員会
21日(金) 幹事長会議
24日(月) 議会運営委員会
27日(木) 3月定例会最終日
広聴広報特別委員会

- 27日(木) 総務委員会
- 28日(金) 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会
東京都四市競艇事業組合議会臨時会
- 4月 14日(月) 小平・村山・大和衛生組合議会 臨時会
- 15日(火) 広聴広報特別委員会
- 17日(木) 関東市議会議長会定期総会
- 21日(月) 東京都市議会議長会臨時総会
- 22日(火) 幹事長会議(臨時)
- 23日(水) 議会運営委員会(臨時)
- 25日(金) 4月臨時会

令和7年2月13日（木）

1 市長報告事項……了承

(1) 3月定例会提出議案等について

① 行政報告1件

② 初日提出予定議案19件

補正予算3件、令和7年度予算5件、条例9件、契約1件、損害賠償の額の決定等1件

(2) 本日の報告事項

① 議会の指定議決に基づき専決処分した損害賠償の額の決定等について

② 定期監査及び例月現金出納検査の結果について

③ 小平第四小学校（校舎・体育館）、小平第七小学校（体育館）、七小学童クラブ第二・第三、小平元気村おがわ東（事務棟・屋内広場）及び小平第二小学校（校舎・体育館）に関する更新等について

④ 特別定額給付金不当利得返還同反訴請求控訴事件の判決について

⑤ 学校プールの整備に関する基本的な方向性について及び学校プールの整備について

⑥ 小平市立学校給食センター更新事業における事業契約の変更の公表について（その4）

令和7年2月13日（木）

1 議長報告事項……了承

(1) 議員提出議案、請願、陳情の受付等について

請願の受理……1件

第15号 鷹の台駅前広場整備工事に関する事実関係の究明を求めることについて

陳情の受理……3件

第20号 国へ選択的夫婦別姓制度の導入を求めることについて

第21号 市に、審議会等の学識経験者を詐欺罪等で告発したり、裁判を起こすように求めることについて

第22号 市に、審議会等の学識経験を依頼する際に契約書を取り交わすことを求めることについて

(2) 令和6年度議会行事予定表の修正について

（2月18日の議会運営委員会において、協議・決定予定）

(3) 令和7年度議会行事予定表の修正について

（2月18日の議会運営委員会において、協議・決定予定）

(4) 当面の特別委員会の日程について

広聴広報特別委員会

3月18日（火）午前9時から

(5) 特別委員会の中間報告について（初日）

広聴広報特別委員会

(6) 特別委員会の調査報告について（最終日）

- ① 都市基盤整備調査特別委員会
- ② 公共施設マネジメント調査特別委員会
- (7) 一部事務組合議会に関する口頭報告について
 - ① 日時 本会議初日散会后
 - ② 場所 議場（報告は演壇を使用、質疑応答は自席で）
 - ③ 順序 昭和病院企業団→湖南衛生組合→小平・村山・大和衛生組合→東京都十一市 競輪事業組合・東京都四市競艇事業組合→東京たま広域資源循環組合→多摩六都科学館組合
- (8) 政務活動費に係る関係書類の提出について
 - ① 令和6年度政務活動費収支報告書等（令和6年4月から令和7年3月分）の提出について
 - 提出期限 令和7年4月4日（金）
 - ② 令和7年度政務活動費交付申請書等の提出について
 - 提出期限 令和7年4月1日（火）

※ 関係書類は本日配付。上記期日までに請求書類、報告書類を議会事務局へ御提出願います。（担当 市毛主任）
- (9) 令和7年度予算（議会費）の概要について
- (10) 文書質問書及び回答書の受理について
- (11) 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
- (12) 議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情

2 協議事項

(1) 議会人事について……決定

小平市土地開発公社評議員会評議員の推薦（7人）（任期満了によるもの）

ア 新任期 令和7年5月23日～令和9年4月30日

イ 現評議員 吉本ゆうすけ総務委員長、細谷 正環境建設委員長、川里富美議員、さとう悦子議員、外山まなみ議員、橋本孝二議員、三輪博美議員（慣例により再任）

(2) 予算特別委員会の設置等について……決定

一般会計…3月4日～6日、特別会計・下水道事業会計…3月7日審査予定

① 初日質疑終了後、特別委員会設置

（議会運営委員会委員長から設置の動議を提出）

② 委員の会派別配分

	政和	公明	フォ	共産	生ネ	一人	市民	れ新	計
一般		3			1	1			1 4
特別・下水道		3			1	1			1 3
計	7	6	5	3	2	2	1	1	2 7

（前年度配分実績）

	政和	公明	フォ	共産	生ネ	一人	市民	れ新	計
一般	◎ 4	3	3	○ 2	1	1			1 4
特別・下水道	3	◎ 3	○ 2	1	1	1	1	1	1 3
計	7	6	5	3	2	2	1	1	2 7

◎…委員長、○…副委員長

③ 特別委員会委員の決定について

本日配分決定後、各会派で人選の上、本日（2月13日）の午後5時までに議会議務局へ氏名を御連絡願います。

④ 「予算特別委員会参考資料集」については、2月25日（火）に配付予定です。

(3) 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書の扱いについて……継続協議

(4) 中間改選後の特別委員会について……継続協議

(5) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について

……継続協議

(6) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）について……継続協議

3 その他

(1) 速記について

(2) 会議等における服装に関する申し合わせの取り扱いについて

(3) 一部事務組合議会に関する口頭報告について

(4) 冠水瓶について

令和7年3月13日（木） 臨時

1 議長報告事項……了承

(1) 松岡あつし議長からの議員辞職願の提出について

2 協議事項

(1) 本会議の開催日程について……決定

松岡議長の議員辞職願については、本会議最終日に日程とすることが決定した。

令和7年3月21日（金）

1 市長報告事項……了承

(1) 3月定例会提出議案等について

① 最終日提出予定議案1件

条例1件

② 本会議終了後の事務報告（専決処分について）1件

(2) 本日の報告事項

① 議会の指定議決に基づき専決処分した損害賠償の額の決定等について

② 財政援助団体等監査の結果及び例月現金出納検査の結果について

③ 監査事務局長の職層の変更について

④ 小平市第2期経営方針推進プログラムについて

- ⑤ 理事者側の端末の議場への持込みについて
- ⑥ 議会の指定議決に基づき専決処分した工事請負契約の金額の変更について
- ⑦ 小平市地域防災計画（令和7年修正）について
- ⑧ 第三期小平市子ども・子育て支援事業計画について
- ⑨ 小平市第三次環境基本計画 中間見直しの基本方針について
- ⑩ 小平市第三次みどりの基本計画 中間見直しの基本方針について
- ⑪ 小平市第二次下水道プラン 中間見直しの基本方針について
- ⑫ 第5次小平市こども読書活動推進計画について

令和7年3月21日（金）

1 議長報告事項……了承

- (1) 議員提出議案、請願、陳情の受付等について
- (2) 常任委員会の所管事務調査報告について（最終日）
 - ① 総務委員会
 - ② 生活文教委員会
 - ③ 厚生委員会
 - ④ 環境建設委員会
- (3) 令和7年度議会行事予定表の修正について
（3月24日の議会運営委員会において、協議・決定予定）
- (4) 常任委員会の視察について
 - ① 生活文教委員会の管外視察について
令和7年5月21日（水）（閉会中特定事件調査）
調査事項：デジタル地域通貨の取組について
視察先（予定）：東村山市
 - ② 厚生委員会の市内視察について
令和7年5月22日（木）（閉会中特定事件調査）
調査事項：民設民営学童クラブについて
視察先（予定）：市内民設民営学童クラブ
 - ③ 環境建設委員会の管外視察について
令和7年5月23日（金）（閉会中特定事件調査）
調査事項：ごみの最終処分について
視察先（予定）：東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場及び谷戸沢処分場
- (5) 当面の特別委員会の日程について
広聴広報特別委員会
3月27日（木）本会議閉会后
4月15日（火）午前9時から
- (6) 議会報告会での意見等に関する回答及び取り扱いの公表について
- (7) 議会報告会の開催について
- (8) 文書質問書及び回答書の受理について

- (9) 生活文教委員会からの調査報告について
- (10) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書
- (11) 要望書

2 協議事項

- (1) 議会人事について……決定

議長選挙は6月定例会初日に実施し、会派配分の変更についても中間改選までは現行どおりとすることが決定した。

- (2) 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書の扱いについて……決定
各会派の意見が一致しないため、議長会にその旨を報告することとなった。

- (3) 中間改選後の特別委員会について……決定

都市基盤整備、公共施設マネジメント、都市マスタープランの3つとすることに決定した。

- (4) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について

……決定

- (5) 小平市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）について……決定

3 その他

- (1) 会議等における服装に関する申し合わせの取り扱いについて
- (2) 小平市職員ハラスメントアンケート調査単純集計結果について

令和7年4月22日（火） 臨時

1 市長報告事項……了承

- (1) 4月臨時会提出議案等について
提出予定議案4件
専決処分1件、人事2件、補正予算1件
- (2) 本日の報告事項
 - ① 例月現金出納検査の結果について

令和7年4月22日（火） 臨時

1 議長報告事項……了承

- (1) 市長の所信表明について
※ 日程事項とし、登壇して行う。
- (2) 副市長の退任のあいさつについて
※ 副市長が退任される場合、臨時会閉会后、自席にて行う。

2 協議事項

- (1) 会派の異動に伴う4月臨時会の議会人事について……決定
中間改選までは変更しない、とすることに決定した。
- (2) 議席の一部変更について……決定
石津議員と中倉議員の議席を交代することに決定した。

(3) 議会関係書類に係る会派の略称及び記載順等について……決定

記載順等は、自民党小平政和会、市議会公明党、フォーラム小平、日本共産党小平市議団、一人会派と維新の会、生活者ネットワークの順とすることに決定した。

会派の略称は、自民党小平政和会は「政和」、一人会派と維新の会は「一人」とするとの申し出があった。

(4) 議員控室について……決定

政和会が使用している控室を第2議員応接室として使用することを決定した。

(5) 監査事務局長の本会議への出席について……決定

選挙管理委員会事務局長と同様に、本会議に出席・答弁をしていただく方向性を決定した。

(6) 6月定例会の議会人事に向けて……決定

① 臨時幹事長会議の開催について

5月13日(火) 午前9時から

5月19日(月) 午前9時から

② 会派役員の変更届等について

3 その他

(1) 議会におけるハラスメント防止に係る取組について

(2) 侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書について

議会運営委員会

令和7年2月18日(火)

1 市長報告事項……了承

(1) 3月定例会提出議案等について

① 行政報告1件

② 初日提出予定議案19件

補正予算3件、令和7年度予算5件、条例9件、契約1件、損害賠償の額の決定等1件

(2) 本日の報告事項

(令和7年2月13日の幹事長会議における報告と同様の6項目)

2 議長報告事項……了承

(1) 予算特別委員会委員の選任について(幹事長会議で決定済み)

会派	一般会計(14人)	特別会計・下水道事業会計(13人)
政和	外山、深谷、◎福室、山田	石津、鈴木(洋)、比留間
公明	虻川、○津本、橋本	佐藤(徹)、高橋、幸田
フォ	岡田、川里、中江	岩本、○吉本
共産	細谷	◎鈴木(だ)、三輪
生ネ	さとう(悦)	柴尾

一人	安竹	伊藤
市民	水口	—
れ新	—	中倉

◎…委員長、○…副委員長

- (2) 令和7年度予算特別委員会参考資料集について
配付予定日 2月25日(火)
- (3) 当面の特別委員会の日程について
広聴広報特別委員会
3月18日(火) 午前9時から
- (4) 政務活動費に係る関係書類の提出について
- ① 令和6年度政務活動費収支報告書等(令和6年4月から令和7年3月分)の提出について
提出期限 令和7年4月4日(金)
 - ② 令和7年度政務活動費交付申請書等の提出について
提出期限 令和7年4月1日(火)
- ※ 2月13日付で依頼済み。(担当 市毛主任)
- (5) 令和7年度予算(議会費)の概要について
- (6) 文書質問書及び回答書の受理について
- (7) 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情
- (8) 議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情
- (9) 陳情の受理状況について
- ①第20号 国へ選択的夫婦別姓制度の導入を求めることについて
 - ②第21号 市に、審議会等の学識経験者を詐欺罪等で告発したり、裁判を起こすように求めることについて
 - ②第22号 市に、審議会等の学識経験者を依頼する際に契約書を取り交わすことを求めることについて

令和7年2月18日(火)

1 協議事項

- (1) 会期の決定及び会議の日割り(案)について……決定
- (2) 議事日程について……決定
- ① 第1号(案)
 - ② 第2号(案)(代表質問)
政和=70分、公明=60分、フォ=55分、共産=45分、生ネ=40分、
一人=40分 (30分+人数×5分)
 - ③ 第3号(案)(一般質問1日目から3日目までの予定)
- (3) 予算特別委員会の設置について……決定
一般会計…3月4日～6日、特別会計・下水道事業会計…3月7日審査予定

初日質疑終了後、特別委員会設置（議会運営委員会委員長から設置の動議を提出）

- (4) 特別委員会の中間報告について（初日）……決定
 広聴広報特別委員会
- (5) 特別委員会の調査報告について（最終日）……決定
 - ① 都市基盤整備調査特別委員会
 - ② 公共施設マネジメント調査特別委員会
- (6) 令和6年度議会行事予定表の修正について……決定
 本日決定し、3月定例会初日に配付
- (7) 令和7年度議会行事予定表の修正について……決定
 本日決定し、3月定例会初日に配付
- (8) 一般質問等の資料提示において音声データを使用することについて……継続協議
- (9) 理事者側の端末の議場等への持込みについて……決定
- (10) 議長の諮問に対する答申について……決定
- (11) 冠水瓶について……継続協議

令和7年3月24日（月）

- 1 市長報告事項……了承
 - (1) 3月定例会提出議案等について
 - ① 最終日提出予定議案1件
 条例1件
 - ② 本会議終了後の事務報告（専決処分について）1件
 - (2) 本日の報告事項
 （令和7年3月21日の幹事長会議における報告と同様の12項目）
- 2 議長報告事項……了承
 - (1) 常任委員会の視察について
 - ① 生活文教委員会の管外視察について
 令和7年5月21日（水）（閉会中特定事件調査）
 調査事項：デジタル地域通貨の取組について
 視察先（予定）：東村山市
 - ② 厚生委員会の市内視察について
 令和7年5月22日（木）（閉会中特定事件調査）
 調査事項：民設民営学童クラブについて
 視察先（予定）：市内民設民営学童クラブ
 - ③ 環境建設委員会の管外視察について
 令和7年5月23日（金）（閉会中特定事件調査）
 調査事項：ごみの最終処分について
 視察先（予定）：東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場及び谷戸沢処分場
 - (2) 当面の特別委員会の日程について
 広聴広報特別委員会

3月27日（木）本会議閉会后

4月15日（火）午前9時から

- (3) 議会報告会での意見等に関する回答及び取り扱いの公表について
- (4) 議会報告会の開催について
- (5) 文書質問書及び回答書の受理について
- (6) 生活文教委員会からの調査報告について
- (7) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書
- (8) 要望書

令和7年3月24日（月）

1 協議事項

- (1) 議事日程（第6号）（案）について……決定
- (2) 常任委員会の所管事務調査報告について（最終日）……決定
 - ① 総務委員会
 - ② 生活文教委員会
 - ③ 厚生委員会
 - ④ 環境建設委員会
- (3) 令和7年度議会行事予定表の修正について……決定
本日決定し、3月定例会最終日に配付
- (4) 一般質問等の資料提示において音声データを使用することについて……協議終了
各会派の意見が一致しないため、協議を終了した。
- (5) 冠水瓶について……決定
冠水瓶の代わりに、事務局で用意する水筒を置くことに決定した。

令和7年4月23日（水） 臨時

1 市長報告事項……了承

- (1) 4月臨時会提出議案等について
提出予定議案4件
専決処分1件、人事2件、補正予算1件
- (2) 本日の報告事項（別紙参照）
（令和7年4月22日の幹事長会議における報告と同様の1項目）

2 議長報告事項……了承

- (1) 議席の一部変更について（臨時幹事長会議で決定済み）
- (2) 6月定例会の議会人事に向けて
 - ① 臨時幹事長会議の開催について
5月13日（火）午前9時から
5月19日（月）午前9時から
 - ② 会派役員の変更届等について

令和7年4月23日（水） 臨時

1 協議事項

(1) 4月臨時会の会期の決定について……決定

(2) 議事日程第1号（案）について……決定

(3) 監査事務局長の本会議への出席について……決定

選挙管理委員会事務局長と同様に、本会議に出席・答弁をしていただくことに決定した。

(4) 委員会中継について……決定

カメラの画角を決定し、5月に設置工事を行う。6月定例会中の委員会等は、録画をするが、中継映像の公開については、議会運営委員会に再度報告・確認した上で実施することに決定した。

全員協議会

令和7年2月5日（水）

1 令和7年度予算案の概要について

（市長説明の概要）

令和7年度の予算案がまとまったので、その概要について説明する。

「つながり、共に創るまち こだいら」の実現に向けて、市を取り巻く社会環境、市民意識、市民ニーズ等に寄り添った施策・事業を実施できるよう、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、予算編成予算編成した。

4月に市長選挙を控えているが、次期市長候補として出馬表明をしている立場として、現在市が推進している様々な取組の状況を踏まえ、通常予算として編成した。

予算規模としては一般会計は902億8,600万円で、前年度の当初予算との比較では72億8,600万円、8.8%の増となっている。また、公営企業会計に移行した下水道事業会計を除く全会計の合計は1,304億9,500万円で、前年度の当初予算と比較して80億9,500万円、6.6%の増となっている。

令和7年度の取組としては、まず、子ども・子育て施策の充実として、高校生等医療費助成制度について令和7年4月から所得制限を撤廃するとともに、病児・病後児保育施設や民設民営学童クラブの開設に向けた取組、公立の学童クラブでの延長保育の実施を進めていく。

小・中学校では、授業支援システムの全学年への導入や部活動地域連携・地域移行の推進、学校給食費の無償化の継続など、学校教育の充実と環境の整備を図っていく。

多様性を認め合い、共生を実現する取組としては、外国人市民向けアンケート調査の実施などにより多文化共生に向けた取組を推進するほか、居住支援協議会の立ち上げや発達相談支援体制の充実、認知症の早期発見支援など、地域福祉を推進していく。

また、女性活躍の取組を紹介する動画を作成し、市内事業者への啓発を進め、取組を促進していく。

DXの推進では、引き続き公共施設におけるWi-Fi環境の試行整備を進めるとともに、申請書自動印字システムの導入による書かない窓口の実施や、統合型・公開型GISシステムの構築などにより市民サービスの向上と業務執行体制の効率化に努めていく。

防災・減災の取組としては、災害への備えとして、修正後の小平市地域防災計画に基づき計画的に避難者用備蓄品等を整備するほか、災害用トイレトラックやラップ式トイレの整備を進めていく。

また、公園整備や駅前の再開発、下水道や都市計画道路などの市街地整備、木造住宅の耐震化の促進などを着実にを行い、災害に強いまちづくりを進めていく。

そのほか、ゼロカーボンシティの実現に向け、カーボンオフセット都市ガス、ゼロカーボン電気の導入などを行っていく。

なお、物価高騰対応への取組としては、令和6年度から令和7年度への繰越しによる事業実施等を検討している。

令和7年度の組織としては、健康福祉部に新たに福祉政策課を設置し、健康福祉施策の総合調整のほか、中央エリア新建物の整備を担当する。

企画政策部では、DX推進担当の体制を強化し、様々な分野におけるデジタル化の推進により、さらなる行政サービスの質の向上と効率化を目指していく。

そのほか、生活支援課において、生活保護世帯への対応の充実のため人員を増やすとともに、こども家庭センターにおけるヤングケアラー支援策の推進や指導課における部活動の地域連携・地域移行に伴い、新たに担当係長を設置する。

また、組織整備及び職員定数の適正管理における職責に応じた職層の見直しとして、監査事務局長を部長職から課長職に置き換えをする。

小平市の財政状況としては、歳入の根幹となる市税収入は、定額減税の影響がなくなることから、個人市民税が大幅増となるものの法人市民税は減となり、また歳出における経常経費としての社会保障関係費や人件費などが大きく伸びたことから、引き続き普通交付税の交付団体になると見込み、財源確保策として財政調整基金を非常に大きく繰り入れながらの財政運営となっている。

引き続き物価高騰等への対応など、様々な社会情勢を踏まえつつ、今後継続的に多くの財源を有する公共施設の老朽化への対応も順次進めていく必要があることから、限られた財源を真に必要な事業に振り向けて持続可能な財政運営を実現し、将来世代に対し責任を持って事業に取り組めるよう努めていく。

つながり、共に創るまち　こだいらの実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく。

令和7年2月14日（金）

1 行政報告

- (1) 令和6年度4～12月期取扱患者実績
- (2) 令和6年度病院事業会計4～12月期収支概況

- 2 監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めること
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 4 個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 5 令和6年度病院事業会計補正予算（第1号）

予算第7条1項に定めた職員給与費の額を108億8894万1,000円から115億8,894万1,000円に改める。

6 令和7年度構成市分賦金の額の決定

小平市分賦金 5億5,070万1,000円

7 令和7年度病院事業会計予算

(1) 業務の予定量は、次のとおりとする。

① 病床数 一般479床 感染症6床 計485床

② 年間患者数

入院 15万5,855人

外来 24万2,000人

③ 一日平均患者数

入院 427人

外来 1,000人

(2) 収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ234億6,817万6,000円と定める。

(3) 資本的収入及び支出の予定額は、収入を2,749万7,000円から、支出を42億6,116万1,000円と定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42億3,366万4,000円は損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額42億3,366万4,000円で補てんするものとする。

(4) 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(5) 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

① 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(6) 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

① 職員給与費 116億2,919万8,000円

② 交際費 62万3,000円

(7) 構成市からこの会計へ繰入れる金額は、15億円である。

(8) たな卸資産の購入限度額は、38億662万円と定める。

(9) 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器械備品	病院総合情報システム	一 式
器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	一 式
器械備品	内視鏡手術システム	一 式

湖南衛生組合議会

令和7年2月14日（金）

- 1 令和7年度組織市の分担金の額
小平市分担金 2,019万4,000円
- 2 令和7年度歳入歳出予算
歳入歳出予算額 1億5,651万5,000円
- 3 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小平・村山・大和衛生組合議会

令和7年2月17日（月）

- 1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 令和6年度一般会計補正予算（第3号）
予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,810万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,787万8,000円とする。
- 4 令和7年度における組合を組織する市の分担金額
小平市分担金 9億3,353万1,000円
- 5 令和7年度一般会計予算
歳入歳出予算額 21億2,700万円

令和7年4月14日（月） 臨時会

- 1 諸報告
- 2 管理者の選任
管理者 小平市長 小林 洋子
- 3 副管理者の選任
副管理者 武蔵村山市長 山崎 泰大

東京都十一市競輪事業組合議会

令和7年2月4日（火）

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 令和6年度一般会計補正予算（第2号）
予算の総額に歳入歳出それぞれ46億5,000万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ325億6,700万円とする。
- 4 令和7年度一般会計予算
歳入歳出予算額 314億8,000万円
- 5 議会の閉会中における議員の派遣
- 6 諸報告

令和7年3月28日（金）

- 1 令和6年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告
予算の総額に歳入歳出それぞれ8億500万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ333億7200万円とする。
- 2 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 6 令和6年度一般会計補正予算（第4号）
歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,800万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ340億7,000万円とする。
- 7 令和6年度収益金配分
小平市 4,000万円
- 8 議会の閉会中における議員の派遣
- 9 諸報告

東京都四市競艇事業組合議会

令和7年2月4日（火）

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 令和6年度モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）
(1) 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

業務の予定量	既決予定量	補正予定量	計
(2) 1日平均勝舟 投票券売上金額	307,692千円	38,462千円	346,154千円

(2) 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収 入		
第1款 競走事業収益	9,670,000 千円	1,100,000 千円	10,770,000 千円
第1項 営業収益	9,669,997 千円	1,100,000 千円	10,769,997 千円
	支 出		
第1款 競走事業費用	9,670,000 千円	1,100,000 千円	10,770,000 千円
第1項 営業費用	9,399,201 千円	1,040,000 千円	10,439,201 千円
第2項 営業外費用	240,799 千円	60,000 千円	300,799 千円

3 令和7年度モーターボート競走事業会計予算

(1) 業務の予定量は、次のとおりとする。

- ① 年間競走開催日数 26日
- ② 1日平均勝舟投票券売上金額 3億2,692万3,000円
- ③ 1日平均有料入場者数 1,500人
- ④ 場間場外発売日数(受託) 365日

(2) 収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ101億6,500万円と定める。

(3) 資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ0円と定める。

(4) 一時借入金の限度額は、20億円と定める。

(5) 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(6) 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ① 職員給与費 1億2,603万4,000円
- ② 交際費 30万円

4 議会の閉会中における議員の派遣

5 諸報告

令和7年3月28日(金)

- 1 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 5 令和6年度モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(1) 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

業務の予定量	既決予定量	補正予定量	計
(2) 1日平均勝舟投票券売上金額	346,154 千円	△8,267 千円	337,887 千円

(2) 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 競走事業収益	10,770,000 千円	△280,000 千円	10,490,000 千円
第1項 営業収益	10,769,997 千円	△280,000 千円	10,489,997 千円
	支	出	
第1款 競走事業費用	10,770,000 千円	△280,000 千円	10,490,000 千円
第1項 営業費用	10,439,201 千円	△500,000 千円	9,939,201 千円
第2項 営業外費用	300,799 千円	220,000 千円	520,799 千円
6 令和6年度収益金配分			
小平市	1億3,000万円		
7 議会閉会中の議員の派遣について			
8 諸報告			

東京たま広域資源循環組合議会

令和7年2月19日(水)

- 議長の選挙
議長 瑞穂町 古宮 郁夫
- 諸般の報告
- 管理者報告
- 専決処分(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めること
- 専決処分(会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めること
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 埋立関連施設整備等工事請負契約締結
- 令和6年度一般会計予算補正予算(第3号)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,338万9千円とする。
- 令和7年度一般会計予算
 - 歳入歳出予算額 108億4,800万5,000円
 - 一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。
- 令和7年度負担金
小平市負担金 4億3,901万4,000円
- 谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の検査項目にPFAS類の明記を求める陳情書について(第1号)

多摩六都科学館組合議会

令和7年2月14日（金）

1 議長選挙

議長 西東京市 とみなが ゆうじ

2 行政報告

3 専決処分（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

5 個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

6 個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例

7 令和6年度一般会計補正予算（第2号）

予算の総額から歳入歳出それぞれ135万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,795万2,000円とする。

8 令和7年度の負担金

小平市負担金 9,999万6,000円

9 令和7年度一般会計予算

(1) 歳入歳出予算額 4億9,360万7,000円

(2) 一時借入金の借り入れ最高額は2,000万円と定める。

10 個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

多摩北部都市広域行政圏協議会

令和7年2月14日（金） 第2回審議会

1 議題

(1) 令和7年度予算

歳入歳出予算額 2,061万4,000円

(2) 令和6年度専門委員会の活動報告及び評価

(3) 令和7年度専門委員会の設置及び付託事項

(4) 次期多摩六都広域連携プラン（第五次多摩北部都市広域行政計画）（仮称）

2 報告事項

(1) 令和6年度多摩六都フェアの開催状況

(2) 施設の広域連携に関する取組

(3) 役員の改選

関東市議会議長会

令和7年4月17日（木） 第91回定期総会

- 1 会務報告等
 - (1) 会務報告
 - (2) 慶弔規程に基づく支出報告
 - (3) 議長の異動
- 2 諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）
- 3 議案審議
 - (1) 会長提出議案 令和6年度歳入歳出決算

歳入決算額	3, 1 5 4 万 6, 9 7 5 円
歳出決算額	1, 4 2 6 万 3, 3 2 2 円
差引残高	1, 7 2 8 万 3, 6 5 3 円（翌年度繰越金）
 - (2) 会長提出議案 令和7年度歳入歳出予算

歳入歳出とも	2, 8 2 6 万 4, 6 5 3 円
--------	-----------------------
 - (3) 都県提出議案 避難所におけるDVT（深部静脈血栓症）予防のための施策の充実
 - (4) 都県提出議案 有機フッ素化合物（PFSA）に関する対策の推進
 - (5) 都県提出議案 エネルギー価格・物価高騰への対策
 - (6) 都県提出議案 緊急自動車の交差点進入時の安全対策についての要望
- 4 役員改選

会 長	根 岸 赴 夫（群馬県高崎市議会議長）
副会長	坂 間 正 昭（神奈川県平塚市市議会議長）
〃	田 中 一 崇（埼玉県上尾市議会議長）
〃	中 村 潤 一（千葉県鎌ヶ谷市議会議長）
- 5 相談役委嘱
- 6 次期総会開催市決定
- 7 全国市議会議長会等役員及び委員

東京都市議会議長会

令和7年2月14日（金） 定例総会

- 1 報告事項
 - (1) 会務報告
 - (2) 全国市議会議長会第165回地方財政委員会の会議結果
 - (3) 全国市議会議長会第169回地方行政委員会の会議結果
 - (4) 全国市議会議長会第181回建設運輸委員会の会議結果
 - (5) 全国市議会議長会 副会長及び部会長の補欠選任結果
 - (6) 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果
 - (7) 全国市議会議長会第239回理事会及び第119回評議員会合同会議の会議結果
 - (8) 第248回東京都都市計画審議会の会議結果
 - (9) 東京都市町村総合事務組合議会令和7年第1回定例会の会議結果

2 協議事項

- (1) 都県提出議案
- (2) 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦

3 その他

- (1) 令和6年度事業日程
- (2) 令和7年度事業日程
- (3) 会員及び副議長・事務局長名簿

令和7年4月21日（月） 臨時総会

1 報告事項

- (1) 会務報告
- (2) 全国市議会議長会第182回建設運輸委員会の会議結果
- (3) 全国市議会議長会第166回地方財政委員会の会議結果
- (4) 全国市議会議長会第170回地方行政委員会の会議結果
- (5) 東京都区市町村振興協会令和6年度第1回臨時評議員会の会議結果
- (6) 関東市議会議長会支部長会議の会議結果
- (7) 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果
- (8) 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果

2 協議事項

令和6年度歳入歳出決算の認定

歳入決算額 1, 898万9, 739円

歳出決算額 1, 009万6, 353円

差引額 889万3, 386円（翌年度繰越）

3 その他

- (1) 全国市議会議長会からの「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見等の早期採択について（依頼）
- (2) 参考資料
 - ① 令和7年度関係役員
会長 福生市 武藤 政 義
副会長 八王子市 鈴木 玲 央
副会長 狛江市 谷田部 かずゆき
 - ② 令和7年度事業計画
 - ③ 令和7年度歳入歳出予算
歳入歳出予算額 1, 312万3, 000円
 - ④ 令和7年度事業日程
 - ⑤ 会員及び副議長・事務局長名簿
 - ⑥ 令和6年度議長会関係役員
 - ⑦ 会則・諸規程

議 員 研 修

東京都市議会議員研修会

令和7年2月7日（金）午後2時からJ:COMホール八王子において、第63回東京都市議会議員研修会が開催されました。

演題 「多摩26市における議会運営の課題」

講師 東京大学大学院 教授 金 井 利 之 氏

市議会議員研修会

令和7年2月5日（水）午後1時から全員協議会室で、令和6年度議員研修会が開催されました。

演題 「議員のコンプライアンスについて」

講師 株式会社廣瀬行政研究所理事、弁護士（東京弁護士会） 太 田 雅 幸 氏

議員のコンプライアンス

講師 株式会社廣瀬行政研究所理事、弁護士（東京弁護士会） 太田雅幸氏

（スライド1）

本日の演題は「議員のコンプライアンス」ということでございます。

（スライド2）

コンプライアンスというのは法令・例規で禁止されている部分と強制されている部分だけではなくて、仮にその政治倫理条例などがなくても、地方議員であれば、誰しものが守らなければいけないことです。

例えば不当要求とか、地位利用の金品の授受とか、あるいは執行部人事への介入などもありますし、もともと法令・例規で強制されている部分、これはやってはいけないと規制されている部分と両方あって、法令・例規だけではないのです。

（スライド3）

なぜ法令・例規、あるいは当然の理による規律が課せられているのか。二元代表制の一翼を担い地方政治を実現する議会、そして、その構成員である議員は、自らが住民に対して誇れるというか、後ろめたいところがないということであれば、執行部に対する批判なんかできないからです。

色々な例規や規律を逸脱すると、SNSで批判されたり、地域のインフルエンサーに攻撃されて火だるまになってしまい、政治活動などがおぼつかなくなってしまう。

その地方議会議員のコンプライアンスの理論的な根拠、いろんな法令による規制がありますが、その根本にあるのは、一つは他人から事務を委託された人は、受託者としての責任があるからです。

（スライド4）

例えば医師であったり、あるいは弁護士であったり、専門家として守らなければならないことがあります。会社の取締役も同じです。依頼者と利益相反するようなことをしてはいけません。議員という立場にあると住民、あるいは地域のことについて、色々なことを知るわけですが、その情報を悪用して自分が利得をする、あるいは自分の近い人に利得をさせるというようなことをしてはいけないということです。

もう一つは、最新の知識をもって事務に当たらなければいけないというようなこと。

皆様も日々、住民から言われて口利きをしていると思います。財源的な問題等々、色々あって、口利きしてもなかなか実現しないと思いますが、執行部に伝えて終わるのではなくて、こんな不平・不満がある、住民は不便を抱えているということであつたら、そういう知識も踏まえながら、何かいい制度がつかれないかというふうに、さらに突っ込んで考えていく、一生懸命仕事をすべしということも、コンプライアンスの一つです。コンプライアンスというと後ろ向きというか、やってはいけないことと考えがちですが、ローメイカーというか立法者として条例案をつくっていく、あるいは出てきた条例案に対する修正案を立案するという事は、地方議会議員のコンプライアンスになってくる。

（スライド5）

政治倫理、コンプライアンスの最も大事なところは、住民から負託された権力、権限を濫用することがあってはいけないということ、もう一つは、自身について疑問を投げかけられたときに、申し開きが

できるかということだと思います。

このような権力の濫用、地位の濫用の最も甚だしいのが、政治腐敗の問題でございます。議員が陥りがちな政治腐敗にあっせん収賄がございます。

(スライド6)

事業者が工事を入札で取るために、工事予定価格を教えてくれないかと議員に泣きつく。議員が工事担当課長につないで、工事予定価格を漏えいさせる、業者から金をもらおうという構造、これがあっせん収賄の典型です。職員が外部に対し工事予定価格を教えるのは違法行為です。このシートに示した構造は、違法行為がなければ、日々の口利きですね。口利きの中の最悪のものが、あっせん収賄という形で刑法に書かれているわけです。本スライドのように、職員に地方公務員法上の守秘義務違反をさせるように口利きをして、依頼者から金をもらおうとあっせん収賄で立件されます。

ここで注意しなければいけないのが賄賂です。賄賂というのは、金銭の授受ではありません。飲み代、ゴルフのプレー代を全部持ってもらうとか、あるいはガールズバーに行った飲み代を業者に持たせることも、わいろの受領になります。

これやってくれたら政治献金をどんとやりますよだけでなく、もらうつもりなどなく、善意で仕事をした後に、お礼ですといわれて報酬等を得たら、これも賄賂になり得る。要するに、事後的な提供があっても、賄賂になり得るのです。

あっせん収賄は5年以下の懲役です。初犯であれば執行猶予がつき、刑務所に行かなくても済みます。ただし、執行猶予がついても公民権停止になり、政治生命が終わってしまいますので割に合いません。政治生命を失います。

(スライド7)

適法行為の口利きでも犯罪になるケースがあります。

例えば、補助金をつけるよう職員に圧力をかける。「委員会で質問することもできるんだぞ」、「あの件でいろいろ意地悪してやるぞ」、「議会荒れるぞ」と言って、補助金をつけるよう職員に圧力をかけ、補助金を引っ張ってくる。その結果、お礼として金をもらおうということであると、あっせん利得になり得る。

補助金というのは、自治体ともらう人との間の贈与契約です。首長が締結する契約とか、首長による行政処分について、誰かから依頼を受けた上で、職員や議員の権限に基づく影響力を行使して職務上の行為をさせる、または、させないようあっせんしたことにつき、財産上の利益を収受したときに処罰する。この職務上の行為をさせる、させないというのは適法行為であっても含まれます。補助金の要件を具備していれば、適法な補助金の交付を行い得ますが、議員の権限に基づく影響力を行使して行い、その交付を急がせ、その対価として金をもらおうのは犯罪になり得るのです。

(スライド8)

地位利用の金品授受の禁止というのが小平市の政治倫理条例の中で禁止されています。議員の地位を利用して金品の授受をしてはならないことが、同条例の政治倫理基準の中に書いてあります。議員の地位を利用してということ。議員として総務課長に顔が利くというだけでも地位の利用に該当する。

例えば、議員が「職員採用試験を受ける学生の中にA君という人がいて、私の大恩人のこどもなんだ。どうっていうわけじゃないけど、よろしくね」と総務課長に耳打ちをし、後でその大恩人からお礼として商品券をもらう。議員に職務権限があるわけではない、「よろしくね」と言っているだけであれば、違法行為をあっせんさせようとしているわけでもないといえる。しかし、地位を利用した金品の受領

があれば、これは駄目です。

他方、市と全く関係のない、私立学校の理事長に裏口入学をお願いし、その対価として謝礼を受ける場合はどうか。議員の地位と全く無関係の昔からの知り合いで顔が利くということであれば、これは議員の地位の利用ではありません。

知人のお子さんの仲人をしてお礼を受ける。これも議員の地位とは関係のない話でございます。

(スライド9)

ここから個人情報保護の話をしていきたいと思います。

御庁においては、小平市議会の個人情報の保護に関する条例を令和5年に制定されておられます。この条例は、議員個人をターゲットにしたものではなく、議会事務局をターゲットにした規律です。例えば目的外利用の禁止とか、保有個人情報の安全管理をしなくてはならない等というのは、議会事務局職員をターゲットにしたものです。

ただ、議員が無関係というわけではない。自治体の個人情報事故がどうやって起きているかという、職員の不始末というか、不注意で起きているケースもありますが、議員が引き金を引いてしまう不祥事がいろいろ出てきています。議員が議会事務局職員、あるいは執行部職員に対して違法行為を促してしまう、働きかけてしまうということもあるのです。

小平市議会傍聴規則というのがございます。傍聴するときは、傍聴人名簿に氏名、住所を書き、傍聴券の交付を受けなければいけないというルールになっています。

いつも傍聴に来てくれる住民にお礼状を出したいと考え、事務局に傍聴人名簿を見せてもらい、お礼状を出すと、事務局が個人情報事件の目的外利用をしたことになる。

傍聴人名簿の利用目的は、お礼状を出すための資料収集ではありません。氏名、住所まで書いて、傍聴席に入場することによって一定の自律を求める、議会の議事を混乱させないように促すということが目的であり、書いたものを議員に見せることは全く予定されていません。

こんな事象が起こる遠因は、個人情報の概念に関する理解が欠けていることにあると考えられます。個人情報というのはプライバシーという概念よりもはるかに広い。病歴とか宗教とか、あるいは身上とか、犯罪歴とか何かそういうようなものだけでなく、「個人情報」とは、特定の生存する個人の識別ができるようなものであれば、該当する。

その個人情報をどのように扱っていかなければならないかということが、条例の中にも書いてございます。利用目的をきちんと定め、何のために個人情報をお預かりするのかをきちんと限定しなさいと、基本的には、そうやって限定した「利用目的」以外のことに使っては駄目だということが条例に書いてあるわけでございます。

(スライド10)

いくつかの議会で用いられている「政策サポーター会議」。住民の中から、議会の活動を応援してくれる人を募り議論してもらい、優れた政策提言があれば議会としてプッシュしていく制度です。サポーターを募集するに当たって氏名、住所、電子メールを預からせてもらう。この利用目的は何か。事務連絡や謝金の送金管理ですね。

(スライド11)

政策サポーター会議の住民サポーターを募集するに当たって、「今後の議会活動のために個人情報をお預かりする」などと、ふわっとしたものであると、利用目的を限定していない。先程のように事務連絡用としてお預かりすると限定したならば、それ以外のことには原則、使っては駄目です。

政策サポーター会議を運営するための事務連絡等で使用することを利用目的と定めたにもかかわらず、議長が交代し、議長就任祝賀会を開催するので、政策サポーター会議の名簿を使って案内状を出すというのでは、事故になってしまう。そんなことのために個人情報も預けたわけではないわけです。

サポーターを祝賀会に呼びたいのであれば、政策サポーター会議のときに、「今度、議長就任祝賀会の案内状を出していいですか」と意思確認を行い、「いいですよ」といってもらえれば、案内状を出せる。同意がないのに勝手に使うと事故になってしまう。新聞に載る事象となります。

例えば政務活動費ですが、領収書をインターネットで公開している議会も増えてきていますが、まだまだ少数です。オンブズマンが領収書をちゃんと見てチェックしたいと、情公開請求を行ったとします。議員が情報公開窓口の職員に対し「どんな人が政務活動費の領収書の情報について開示請求しているのか知りたい」と申出をして、開示請求書を示したら、これまた大事故です。開示請求書に書いた住所、名前というのは、開示請求書に不備があるときに補正をするために来てもらうとか、あるいは開示決定が出たが、閲覧希望日時について打診するというような事務連絡が目的なのであって、議員に見せるために預かっているわけではありません。これも新聞で出た話です。

また、議会が地域の大学の法学部研究室等と提携していて勉強会をします。大津市議会では、地域の三つの大学とこのような連携をしていますが、例えば議員が「あの子は政治センスがいいからうちの党から擁立したい」と考えて、「メールアドレスを教えて欲しい」と議会事務局に働きかけて、教えてもらったとしたら、これも、大事故です。大学との連携、政策連携勉強会のためにお預かりした住所、メールアドレスは日程調整とか議題の調整とかそういうためのもので、議員に開示するためのものではないわけです。

議員から言われてしまうと、執行部や議会事務局の職員も「まあいいか」「やむを得ないか」みたいな感じで教えてしまう、これが事故なのです。

皆様、タブレット端末をお持ちですね。ロックはかかっているとは思いますが、オンライン化の進展により、個人情報事故のリスクが高まっている、拡大していると思います。

例えば、事務局から配信された議案とか連絡事項が、タブレット端末から間違っ外部に配信されると、紙と違って電磁的記録というのはあっという間に拡散します。

取扱いに注意が必要な議案として、例えば、小学校の教諭が児童に性的加害をしまい、親御さんが小平市を訴えたとします。裁判所から原告、被告で和解はどうですか、こういう条件でどうですかと言って、和解案を提示されたとします。執行部として和解を受入れたいと考えた。ただ、和解するには、議会の同意が必要です。和解議案を上程するとなったときに、資料をタブレット端末で配信した結果、外部に漏れてしまうなんてことが起こったら、性的被害を受けた児童は、第2次的な被害を受けます。また、永久にそれが残ってしまうこともあります。

少し横道にそれますが、議員控室から個人情報が漏れいすることもあります。議員控室で自撮りをしたところ、後ろのキャビネットの上に、「〇〇さんの件」とか「〇〇さんの陳情の件」と表示のあるファイルの背の部分が写り込んでしまい、外部に漏れてしまう事故もございました。政治メルマガで「〇丁目の〇〇さん、〇〇アパートのおじいちゃんは独り暮らしで足も悪くて心配だ。市当局は、避難所の誘導について深めた議論をしていない」と発信したとしたら、どんなことが起きるか。〇〇アパートのおじいちゃんが独り暮らしで足が悪いという情報が、強盗等による悪事の格好の材料になってしまいます。執行部のお尻をたたこうとした結果、大被害を生じさせる危険性が出てくるということです。

(スライド12)

政務活動費の適正利用についてお話しします。御承知のように政務活動費の間違った使い方をする、住民訴訟に発展します。オンブズマンが訴える対象というのは首長です。こんな不正な使い方されているのに、会派に対して返還請求をしていない。きちんと返還請求せよといって裁判を起こすわけです。

(スライド13)

被告とされた首長は訴訟告知をして会派や議員を訴訟に引きずり込みます。どう使ったのか、どういった必要性があったのかについての実情を承知しているのは、政務活動費を使用した会派です。以後、オンブズマンと会派が実質的に係争します。

例えば政務活動費を巡る訴訟において、会派が資料として購入した書籍の題名が「女子高生の赤裸々な生態」というものであった。このような書籍が、政務活動に関係するはずはなく、この2,500円の本を買うのに政務活動費を充当するのは違法行為であると訴えられたとしましょう。一般的には、違法と見受けられますね。しかし、「女子高生の赤裸々な生態」という本が政務活動に必要であった可能性がある。例えば、青少年育成条例等の条例を改正するに当たって、本の何ページのところを議会で読み上げる必要があったとか、あるいは参考資料として、出版社の許可を得た上でコピーをして配布したという経緯があったらどうか。オンブズマンの違法の主張に対し、「実はこういう使い道があって、正当な行為です」ということを説明し、戦う。説明できなかつたら裁判で負けます。裁判で負けた首長は、会派に対して返還請求を行う、こういう構造になるわけです。

ですから、政務活動費を充当する活動費目については、後で説明がつくものでなければいけないということで、小平市においても手引きが配付されていると思います。

(スライド14)

政務活動費は平成24年の自治法改正でそれまでの政務調査費を拡充して実現した制度です。当時の国会で提案者である代議士から次のような発言があった。「政務活動費はあくまでも議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであり、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動のような政治活動に充当することはできない」と。本会議や委員会への出席、全員協議会の出席、議員派遣等の議会活動はもともと費用弁償がされるので、政治活動は対象外だ。費用弁償の対象となる公的な活動も駄目だと。政務活動は議会の議員としての活動であり、公的活動を除くと。このように答弁されています。

(スライド15)

ホームページで確認しましたが、小平市においては、調査研究費とか研修費とか広報費、広聴費などを幾つか条例の末尾の別表という形で、政務活動費として充当できるものを議会として定めています。

(スライド16)

広報の費用。「会派だより」の発行に政務活動費を投入した。それをみると、16ページのうち8ページは、議会における活動報告だけど、残りの8ページは政党の大会についてのお知らせだとか、あるいは所属議員の個人的なPRばかりだと。16ページのうち、政務活動と言えるのは半分しかないのに、この会派だよりの発行に要する200万円を全額政務活動費で賄ったのはおかしい、充当できるのは政務活動だけだから。そこで按分が必要になります。一つの活動が政務活動とその他の活動の両面を併せ持つ場合は、ちゃんと按分しなければいけないということが規定されていて、手引きに出ています。

(スライド17)

特に政務活動費で事故事例として多いのが視察です。関西地方の議会の議員がちょうど大曲の花火大会の時期に行政視察をして、さしたる視察先もない中で大曲の花火を見て、温泉に入る。帰ってきて報

告書を書くのだけれども、大曲地区の自治体のホームページを見れば載っているようなことしか報告書に出ていない。訴えられて、裁判で負けたという事例があります。

視察先に出張する必要性がどれだけあるのか、何の目的で行くのか。視察先で観光をしてはいけないということではない。現地に行って、空き時間に自由行動をする、温泉に入る、観光地を見学するのは問題ないけれども、主従が逆転していると、危ない。

切手の問題。

例えば、110円切手を1,000枚買ったけれども、年度末までに使い切れなかったのも、残ったものは後で使うという扱いは、裁判で否定されます。使いきれなかった切手代を政務活動費では充当することはできない。年度内に使ったものだけが対象になります。切手のような換金性の高いものは、その年度内に消化できるものに限りま。

(スライド18)

さて、不当要求・介入防止について。

令和4年から令和6年にかけて、特別区で立て続けに不祥事が起きました。冒頭でお話ししたようなあっせん収賄や官製談合が発覚して、刑事事件になりました。

ある区では再発防止のため、全職員からアンケートを取り、幹部職員には直接インタビューを行い、どんなことが問題だったのか聞き取り報告書を作りました。ホームページにもアップされていまして、「管理職と議員との特殊な関係の下で発生した事案である」とか、「議員の口利きは全て公開すべき」等の意見が出たという。また、「議員の求めを拒絶して無用なあつれきを生じさせたくないという心理が幹部職員の中に少なからずあった」と、悲痛な叫びが記載されています。

ここで冷たい対応をするといじめられるかもしれないと思い、言うことを聞く。違法なことまで漏らしてしまう、違法な要求にまで屈してしまうというその異常な関係が続き、こういう官製談合とかあっせん収賄の背景になったということがにじみ出ているわけです。

不当な要求とは何。

例えば、コロナ禍に議員が当局に働きかけて、新型コロナに感染した親族を公立病院へ優先的に入れてもらうとか、あるいは縁故採用を強要する等、偏頗な取扱いを求めること。この人は気の毒な人だから、生活保護の収入調査をあまり厳しくやらないでとか、そのような働きかけをする。不当要求の一つの事例です。

さらには、請負などの契約に関して、議員の支援者が経営する企業が契約できるように強く働きかけるというようなこと、あるいは特定の事業者を指定管理者に指定するように申し入れる。「ちゃんとやらないと、ひどい目に遭うぞ」を述べて要求を通そうとする、それが不当要求です。通常は実現しないことにつき、議員が何か言えば実現するというのは、「法の支配」ではなく「人の支配」です。行政の信頼を損なってしまう。

例えば、執行部の職員が児童買春をしたことが発覚したが、まだ逮捕はされていない。その後、職員と児童、親御さんの間で示談が成立して事件化しなかった。でも、その児童買春事案があったことは、人々の知るところとなった。逮捕はされない、検挙されなかったけれども職員として問題があり、きちんと懲戒しなければいけない。人事課はそう考える。児童買春事案だと懲戒免職になる可能性も十分ある。こうした中、その職員の親御さんが支援者となっている議員から、人事課に「懲戒処分って聞いたけれど、厳しければいいってもんじゃないだろう。示談も成立しているし、そこはよく考えたほうがいい」と働きかけをする。懲戒基準に従って処分するしかないところを、偏頗な取扱いを求めるわけで、

不当要求の典型的なパターンです。

他方、次はどうか。資産も収入もなく、頼るべき家族も全くいない人が福祉事務所にやってきて、生活保護を受給したいと言ったところ、「あなたはまだ働けますよ」と言われる。生活保護を受け付けない、いわゆる「水際作戦」をしていることが発覚した。

水際作戦というのは違法行為です。受け付けないということ自体が違法行為で、厚生労働省も厳しく言っているが、受け付けをした上で、不支給の結論はありうる。もちろん、その結論に対する審査請求や取消訴訟はありうる。議員が、「これは違法な行為だ。どうしてこういうことができるのか説明しなさい」という働きかけを福祉事務所に対し、行う。これは偏頗な扱いとか不当な要求ではなく、正当な法の執行を求めているわけです。

先程の児童買春をしてしまった職員の懲戒の話とは真逆で、違法行為で苦しんでいる人のために汗をかこうとしている。口利きではあるけども、あるいは要求ではあるけども、生理的な口利きであり、正当な要求、不当要求ではないということが言えようかと思えます。

(スライド19)

ハラスメントについては、いろんなところで事故・事件が起きています。

千葉県のある村の議会の議長が送迎中の車中で、運転をしている事務局の女性職員の首を後ろから絞めて、刑事事件となった(辞任)。また、長野県にある「日本一住みたい村」の村長も、パワハラで辞任しました。

関西の有名な歌劇団で若い女性が自殺して、御遺族が歌劇団に対して長時間労働と上級生のパワハラが原因であると訴えた。最終的には歌劇団側がパワハラの実事を認めました。

女性自衛官がひどいセクハラを受けたため、刑事裁判になり、防衛省がハラスメント監察を実施し、二百何十人が処分された。

各方面でハラスメントが問題となっている。

問題になると民事事件にもなるし、刑事事件にもなる。ハラスメントを起こさないことは、職員が健全に働けるというか、心を壊さずに働くための要諦ということにもなります。ハラスメントをした結果、仮に、事件にはならないとしても、議員にとっても大きなマイナスが生じ得ます。

パワハラを利用して行政をゆがめることもある。関西のある市では、市教育委員会の事務局次長が市議会議員から脅されました。「俺の知っている人のこどもを教育委員会事務局で雇ってよ」、「ちゃんとやらないと、仕事をできなくしてやる」と言ってねじ込んだ。5年ぐらい前の事件で、脅しに屈してしまいましたが定員に空きがなく、実際は雇われないまま、どういう名目か分かりませんが給料だけ支払いました。これが背任事件として立件され、その職員は公務員人生を失ってしまいました。

過大な要求をする、カスタマーハラスメント的なパワハラもあります。よく問題となるのが、職員を議員控室に呼び入れて、延々と自説を主張して、「そのとおりです」と言うまで帰さない。埼玉県のある自治体では10時間も拘束するようなことがありました。就業後に職員を自宅に呼びつけて説明をさせる。別の自治体でも、公務員の私用の携帯電話番号を教えさせ、土日に連絡をして、電話に出ないで放置すると月曜日にどなりつける。災害のときであれば、災害対応とかそういう場面であれば別だけれども、このようなことでいじめる。

こうやっていじめられた人々は繰り返し人格否定、能力否定されるものですから、本当に自分が無能なのかと思ひ込んでしまう。どうやったら叱られずに済むものかということばかり考えて、会社とか役場に行きたくなくなってしまうわけです。

ある組織のパワハラ調査に従事した際に、被害を受けていない者も、明日は被害を受けるかもしれないと怖れ、夜中眠れない、そのため、ホロコーストの映像を見て、この人たちよりはましなのかしらと自分を慰めて、睡眠薬を飲んでやっと寝付くことができると述べていた。このように、人の心は壊れてしまうのです。

30年以上も前からパワハラ・いじめを理由とする自殺とか、それに対する損害賠償請求、公務災害の認定申請とか、司法的な救済は与えられてきましたが、全て事件・事故が起こった後の話です。でも、職場での人間関係というか、いじめ、ハラスメントというのは、もう10年ぐらい前からずっと労働相談のトップの地位を占めています。これでは駄目だと、職場ぐるみで問題解決するために、パワハラが起きないように雇用管理上のことをやっ払い、令和元年に法律改正が行われました。

法令上の「パワハラ」は、次の3要件で定められています。

一つ目は、職場において行われる優越的関係を背景とした言動。

二つ目は、業務上必要性・相当性を超えてしまうこと。

三つ目は、就業環境を害するということ。

この三つの要件を備えるとき、これをパワハラとして捉まえて、職場で起こらないように、起きたときにはちゃんと懲戒する、処分するというメッセージを職場で出すべしと、法律と厚生労働省の指針に示されています。

議員と職員の関係とは何なのか。上司ではない、指揮命令する関係は全くないわけです。でも、職員からすると議員には逆らえない、あらがえない関係を有する存在です。選挙で選ばれたという金看板があること、さらに、二元代表制で議会においては首長と対峙する関係であり、職員は首長の下にぶら下がっている官僚組織ですから、議員を斜め上に見上げる立場であり、民主主義の金看板もあつてなかなか逆らえない。これが優越的関係性ということになります。

(スライド20)

二つ目の要件の業務上必要性・相当性を欠くについてですが、議員が職員を叱りつける、これが、常に、業務上必要性・相当性を欠くわけではありません。「これはおかしいですよ、統計偽装していますよ」と強い言葉で言う、多少語気を荒げて言う。「また同じ過ちやったけど、どうやったら再発防止できるか」と、ややきつい言い方をします。これは、業務上必要性・相当性を欠かないんです。

何か職員の側に問題事象があったときに、人格否定とか能力否定をして、問題から間口を広げて攻撃をするのは業務上必要性・相当性はない。不当な行政を是正しようというのであれば、少し語気荒く言っても別にそれが直ちにハラスメントとは言えないが、人格否定、能力否定ということになると、業務の改善にも、再発防止にもならない。

もう一つは、まさにその問題事象にターゲットを絞って発言するが、30分、1時間ずっと目の前に立たせてどなりつけ続けるとなると、間口は広がっていないけども、やりすぎであつて、やはり、業務上必要性・相当性を欠くわけです。

三つ目の要件「就業環境を害する」というのは、ひどいことをされて職場へ行きたくなくなってしまうこと。

執行部に対する監視・批判を職責の一つとする議会・議員ですから、おかしいことをやっている職員に対して叱りつける、おかしい、統計偽造している、あるいはさっきのような生活保護の申請に関する水際作戦それは違法だよということをねっとり叱責するというのであれば、パワハラではない。ただ、それが1時間、2時間にもわたってどなりつけるとなると、これがパワハラに傾斜していくということ

になります。

では、議会・委員会で「俺の言うとおりの答弁になるまでは、議事を止めてやる」というようなことをいうと、これはどうなのか。

執行部全体、あるいは担当部署に対する弾劾発言であれば問題ありませんが、特定の個人を名指しして批判する言辞になると、パワハラに傾斜していく。ハラスメント事象を引き起こさないために重要なのは、必要性・相当性を超えないようにするため、人格否定・能力否定をしないこと。問題事象から間口を広げて、個人の人格否定・能力否定に突き進むことは控えましょう。

パワハラ的な激高した場面で、怒りを沸騰させて発言してしまいますが、よく聞いてみると、相手の言うことにも理があるとき々あります。議員と職員、官僚組織の間の思考方法には違うところがあって、議員は出口重視で「これやるの、やらないの」と考える。職員は「結論まずありきではなくて、法令・例規に従ってやれるのか。公平な法執行といえるのか」という過程が大事です。

職員は丁寧なというか、細かい議論を好むというか、荒っぽいざっくりとした議論をすると、間違えてしまうので、なるべく丁寧に説明しようとしています。私も過去に役人をしているときはそうでした。官僚以外の人からすると分かりにくい説明をしがちではあります。注意して聞いていると、言っていることはそのとおりということもあるので、聞く耳を持つということがとても大事なのかと思います。

セクハラはもう25年も前に男女雇用機会均等法の中に組み込まれたハラスメント類型なので、理解が深まっていると思いますが、触らなければいいという勘違いをしては駄目です。「君もいい年だから、そろそろ結婚したらどうなのか」というような性的な言動で相手を不愉快にし、働きづらい職場となります

議員と職員を交えての懇親会の場で酒のお酌を強要する。隣の席に座るように命令する。これもやっぱり性的な雰囲気を醸し出そうとする行為であって、セクハラに該当する危険性が強い。

異性をデートに誘うこと自体は別にセクハラではないです。ただ、「職場でそういう話をしないでください」と拒絶された後、さらに誘うと、これがセクハラに該当し得るのです。

髪を切った女性に「失恋でもしたのかい」というようなことを聞く。髪を切ってきたことと、恋愛関係、結婚関係を結びつけてからかうことも、セクハラに該当し得るのでやめたほうがいい。

(スライド21)

ソジというのは、セクシュアルオリエンテーション・ジェンダーアイデンティティーというもので、セクシャルオリエンテーションというのは、自分の性的な関心がどの性に向かっているのか。男が好きなのか女の子が好きなのか、両方とも好きなのかという性的指向の話で、ジェンダーアイデンティティーというのは、生物学的な性別とは別に心の性のことで、私は女だ、私は男だ、私は男でもあり女でもある、あるいはいずれの性でもないのというように、様々な心の性のありよう、これらをめぐるいじめのことをソジハラというわけであります。

本人の了解を得ないで性的指向をアウティングするとか、あるいは性的指向についてしつこく問いただすというようなことは、広い意味ではセクハラとも言えるが、近時、「ソジハラ」と呼称するようになってきた。こういうことをされると職場での居場所を失ってしまうわけですね。

(スライド22)

議会におけるパワハラにおいて、議員が加害者で、職員が被害者となるケースが多いのですが、被害者が心を病んでしまう、さらには面従腹背を引き起してしまうことで、一生懸命に仕事をしてくれなくなってしまい、身近にいる知恵袋を失うことになってしまいます。また、それをきっかけとして議員・職員

が健全に働けなくなると、住民サービスも低下してしまうかもしれないわけです。

(スライド23)

指導監督はパワハラにならないということをよく言いますけども、これがちょっと間違ってしまう部分なのです。過去に組織のパワハラ調査をしたことがあると申しましたけども、ある人がこういうこと言いました。「社長が言うことは全部正しい」と。一つも間違ったこと言っていないでした。「全部正しいけれども、言い方がひど過ぎる。あれでは、心が折れます」と言っていた。すなわち、指導監督のつもりでパワハラをすることがあるということなのです。

正義の気持ちでやっているから、歯止めが利きません。悪いことやっているという自覚があれば、これ以上は駄目かなとどこかで引き返しが起きるが、俺がやらなくて誰がやるんだぐらいの気持ちで指導監督をしているので、どこまでも行ってしまおうということが怖い。

もう一つ、少しエッチな会話は職場の潤滑油という勘違いです。例えば、懇親会のあるいは控室で源氏物語的な世界の話に花が咲く、一方では「あんな話聞きたくない」と思っている人が周りにもいるかもしれません。

ある最高裁事件で最高裁がこういうことを言いました。「職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感を持ちながらも、人間関係の悪化を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗、会社に対する被害申告を差し控えたり躊躇したりすることが少なくない」と言いました。ある会社へ派遣で来ていた女性が、上司である部長、課長から、年がら年中卑わいな話をされるという被害を受けた。会社は被害の実情を聞いて、部長、課長に懲戒処分を行いました。それを不当だと思った2人の上司が裁判に訴え出て、この処分はきつ過ぎるとして最高裁まで争われました。2人の上司は下級審において「部下の女性は別に問題としていませんでした」、「嫌な顔をしていませんでした」という弁解をしていたが、それに対する応答が上記の説示です。

お酒が入る場は特に危険です。その手の話は面白いと思っても、周りでそれは嫌だという人もいるかもしれないので、注意しなければいけません。

ハラスメントを疑う言動について指摘し合うことの重要性、これも大事な点である。誰しも自分の行動は見えないものです。自分がハラスメントの加害者のはずがないと思っています。多分、皆様もそうだと思います。

自分では気が付かないことを他人から言ってもらおうということが凄く大事なのです。お互いに、これはまずいな、あれはちょっとセクハラぎみだなとか、あんな言い方していると心折れる、パワハラだなど思うことがあるのであれば、言ってあげることが凄く親切です。議会からハラスメントをなくすために大事なことかと思えます。

(スライド24)

最後に、カスタマーハラスメントについてお話しします。

カスタマーハラスメントとは、顧客等が就業者、会社の従業員とか役場の公務員に対して行う著しい迷惑行為です。カスハラについて定める条例においては、著しい迷惑の定義をしています。事例でかみ砕きましょう。

太郎のお誕生日用のケーキを買って届けてもらった。チョコレートで「太郎」と書くように言ったが、「三太郎」と書かれたケーキが配達された。ふざけんじじゃないと思い、ケーキを持ってケーキ屋さんへ赴き、ちゃんと「太郎」と書いたケーキと交換、あるいは、こんなものもう受け取れないから代金を返して欲しいと求めた。これは、ハラスメントではなくて正当な行為です。要するに、クレームといって

も、正当なクレームもあるわけです。

ところが、大声で「土下座しろ。こんなケーキ作りやがって、ふざけんじゃない」、あるいは「こんなケーキ、見た瞬間に心が折れた。慰謝料1,000万円払え」みたいなことを要求する。これがカスハラです。

正当なクレームはカスハラではない。違法行為を要求する要求、違法な行為のリクエスト、これはカスハラです。土下座しろというのもそうです。また、守秘義務に属することを教えろということがあれば、もうそれだけでカスハラになってしまうし、内容は正しいが言い方がひど過ぎるとか、1時間にもわたって弁解しているが許してくれないので仕事が回らなくなってしまうとか、こういったものもカスハラです。

カスタマーハラスメントの防止について、東京都や北海道のほうでも条例が制定され、4月1日から施行されます。

この条例は、罰則のない理念的な条例ではありますが、業界ぐるみで方針・指針をつくって、各企業においてもカスハラが起きたときにどうするか指針を、対応策をつくってくださいと業界ぐるみ、いろんなところで対応していこうという条例です。

区役所とか市役所においても、カスハラがあります。住民から無理な要求を受ける。区役所、市役所、町村役場というのは独占企業なので、住民は、こんなところの商品はもう買えないから、ほかの企業と付き合いことにしようというわけにいきません。独占企業の業務の品質を高めていくために何が必要なのか。正当なクレームが品質向上のために必要です。正当なクレームによって住民サービスの品質が向上する。何かちょっと厳しい言葉を言われ、直ちに、これはカスハラだということもおかしいであろう。

市議会議員、区議会議員の顧客等該当性として、市役所の職員からすると議員というのは別に顧客ではありません。しかし、市役所として仕事をしていくために、どうしてもつき合わなくてはいけない利害関係者であり、それも含めて、東京都の条例は「顧客等」、すなわち加害者になり得る存在として位置づけをしています。

例えば、区立小学校の教員が児童買春をして逮捕され、委員会において、議員が教育長に対し、この場で土下座しろと要求をする。パワハラであると同時にカスハラにもなる。

議員というのは地域住民の声を執行部に伝達する機能も有しているので、議員が言うことが少し厳しかったからといって全部カスハラというわけでもない。けれども、自分の言っている発言がパワハラ、あるいはカスハラに該当しないかどうかというのは、常に自省しなければいけない。

もう一つ申し上げると、今日は各位を、加害者になりがちな側として、お話ししてきましたが、被害者にもなります。特に有権者からひどいカスハラを受けることもあります。

例えば、1票入れてやったからデートしろとか。政治家になったんだから、携帯電話の番号を教えるのは当たり前だろうとか。うっかり教えると、真夜中でも電話してくるなどのひどいハラスメント、票ハラ、有権者からのハラスメントもあります。

相手は、群衆の一人である。対処が難しく、どうしようもないと耐え忍ぶしかないのかということ、そうではない自治体も出てきています。大阪府とか福岡県のように条例をつくって、議員や公職の候補者等が相談者となる相談窓口を創設し、ひどい場合の対処も定めた。

そこまでのことをしなくても、被害事例を議会で共有するという方法もあります。こういうものは、議員に対するカスタマーハラスメントだ、許されない行為ですということを議会として発信していくことで、地域住民を教育するというのも考えてもいいと思います。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

スライド1

小平市議会議員研修
議員のコンプライアンス

令和7年2月5日
担当弁護士 太田 雅幸

スライド2

序 コンプライアンスの基本
法令・例規によるものと、法令等以外による遵守規範

法令・例規	法令等以外の遵守規範
わいろ罪 名誉毀損 地公法違反への関与 個人情報保護法違反への関与 ハラスメント	法令や例規による禁止・制限がつけはてたところにおいて（又は法令等による規律の以前において）、公務活動その他議員の職務の執行の公正さに対する住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、議会・議員に対する信頼を確保するための規範 ・ 不当要求（偏頗な取扱いの求め） ・ 地位利用の金品授受 ・ 執行部人事への介入 ・ 事業者の推薦

スライド3

第1 地方議会議員のコンプライアンス、政治倫理の総論
1(1) 実際上の働き

(1) 地方議員は、二元代表制の下、首長と対峙して、

- ・ 住民代表として予算を審議し決定すること
- ・ 条例の制定（立法者 lawmaker）
- ・ 首長その他の執行機関（及び補助機関）に対する監視機能
- ・ 議会における討議や争点を住民に報告、説明すること（広報・広聴）

等を担い、地方自治を実現する存在。

これらの仕事は、職務執行への住民の信頼が基盤となっている。コンプラや政治倫理の違反は、報道機関等による批判や叱責等、インフルエンサーからの攻撃、風評を生ずる⇒政務活動、政治活動に大きな支障となる。

スライド4

2(2) 地方議会議員のコンプライアンス、政治倫理の理論的根拠

□公職の利益相反行為の禁止（理事者・公職者の普遍的な義務）

（例）自治体がある土地を購入しようとしているとのインサイダー情報を議員が取得し、先回りして購入、自治体に高く売りつけるようなことは✕

□公務又は事務の受託者に課される普遍的な義務としての、善良な管理者の注意義務・忠実義務

（例）住民の要望を執行機関に伝える口利きの経験を踏まえ、同様の悩みを持つ住民に公平・公正に問題解決が及ぶような制度を作れないか、と悩み議論をする。

スライド5

3 地方議会議員のコンプライアンス、政治倫理に関する規範の共通要素

1 有権者から負託された権力・地位の濫用（自己図利・第三者図利の排除が含まれる。）（濫用しているとみられてしまうこと）の排除
⇒政治と金の問題、口利きの問題は、この原理の派生物というべきもの。

2 その権力を保持し、地位にとどまることに関する問責に対する答責（説明責任）

スライド6

第2 政治腐敗 1 あっせん収賄(1)

「なんとか教えてやってくれ」（秘密の漏示をあっせん）
議員 → 公共工事担当課課長

（工事予定価格）
「わいろ」の概念は、金品に限定されない！
判例は、人の需要・欲望を充足する一切の利益をいうとしている。

工事予定価格を教示するよう課長への働きかけを請託
業者

議員に違法行為の口利きをし、利益供与の收受、約束等をする、処罰

スライド7

2 あっせん利得罪

～補助金をつけるように職員に圧力～

- ・首長が締結する契約※や、首長による行政処分について
- ・請託を受けて
- ・議員の権限に基づく影響力を行使して
- ・職務上の行為をさせ、又はさせないことをあっせんしたにつき

この件、委員会で質問することもできるんだぞ、と職員に対し圧力をかけるようなことも該当し得る。

適法行為であっても

- ・財産上の利益を受受した場合は、処罰対象（3年以下の懲役）

⇒あっせん利得処罰法

※自治体の補助金は、贈与契約に該当

スライド8

3 地位利用の金品授受の禁止(1)

○小平市議会議員政治倫理条例
(政治倫理基準等の遵守)

第3条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)、公職選挙法、政治資金規正法等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理の基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。

(3) 議員の地位を利用して金品の授受をしないこと。

第3号は、あっせん収賄やあっせん利得に該当しない場合であっても、議員がその地位を利用して金品を授受し、供託を受けることは、公正な職務執行を損ない、又は公正らしさを損なうので、これを禁止したものである。

スライド9

第3 個人情報の保護

1 小平市議会の個人情報の保護に関する条例の規律の対象

小平市議会の個人情報の保護に関する条例は、議会事務局が管理する保有個人情報の取扱いが対象である。机上配付される等して議員が事実上所持するに至った個人情報について議員による取扱いを直接に規律対象とするわけではない。

議員が後援会において保有する個人情報(収受者名簿等)の取扱いは、議会と無関係。しかも、個人情報保護法57条1項4号により義務規定を除外

その個人情報を組織的に保有するのは、従来の議員ではなく、事務局である。

⇒個々の議員は、個人情報の保護の規律と全く無関係というわけではない。例えば、事務局から議会報告会参加者の名簿をもらい受け、後援会への入会の勧誘をすれば、事故である。また、個人情報保護法の適用を受ける執行機関の職員に対し、同法が許容しない個人情報の取扱いを求めることも大事件である。

○議員がきっかけとなる個人情報の不祥事を起こさないよう注意していくことが必要。

スライド10

4 利用目的

(問) 政策サポーター会議の住民サポーターを募集するに当たり、氏名・住所・電子メールアドレス等の情報を提供してもらうこととした。その利用目的をどのように考えるべきか。

小平市議会の個人情報の保護に関する条例
(個人情報の保有の制限等)

第6条第1項 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により議会の権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限って、かつ、その利用目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。(小平市議会の個人情報の保護に関する条例)

個人情報の「利用目的」は、予期しない濫用によって、個人情報の本人の権利利益が侵害されることを予防しようとしたもの。この規律は、個人情報の保護に関する制度の根幹をなすもの。

例えば、これらの個人情報の利用目的が「今後の議会活動のため」というのでは、広汎すぎて「できる限り特定した」取扱いといえない。

⇒上記の個人情報は、「政策サポーター会議構成員の選考に必要な事務連絡」が利用目的である。

スライド11

5 目的外利用・提供の原則禁止

小平市議会の個人情報の保護に関する条例

第14条第1項 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

(原則禁止の制度趣旨) 本人の予期しない利用目的による利用や第三者提供により本人の権利利益の侵害のおそれが高まるので、これを原則禁止したもの

スライド12

第4 政務活動費の適正使用

1 政務活動費の返還に関する争訟

政務活動費をめぐる争訟は、住民監査請求を経て、地方自治法242条の2第1項4号の訴訟として提起される。使途基準などに違反して支給された違法な「政務活動費」について、議員や会派に不当利得返還請求を行うよう自治体の執行機関に求める住民訴訟が一般的である。

政務活動費の交付を受けた会派や議員は、補助参加人として、その訴訟に引きずり込まれ、使途の正当性を主張、立証することを求められる。

スライド13

2 主張立証の仕組み（証拠の確保・保存）

政務活動費を巡る争訟においては、「支出された政務調査費がその自治体における使途基準に適合しないとして争う原告（市民オンブズマン等）が、違法であると主張する支出を特定した上で、その自治体における使途基準に合致しない政務活動費の支出がなされたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証した場合には、これに対する適切な反証がなされない限り、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出に該当するものと認められるが相当である」とされる（裁判実務）。

○会派が「女子高生の赤裸々な生態」という書籍を購入したことがわかる領収書・内訳書を提出した場合—上記の仕組みに即して検討すると、どうなるか。

13

スライド14

3 政務活動費の対象について（提案者の国会答弁）

調査研究の活動と認められていなかったいわゆる議員としての補助金の要請あるいは陳情活動等のための旅費、交通費、それらが議員として地域で行う市民相談、意見交換会や会派単位の表参り等な経費のうち調査研究活動と認められていなかったといったものについても、条例で対象とすることができるようになると考えられます。

どのような経費の範囲を条例で定めるかにつきましては、これは各議会において適切に御判断していくべきものであると考えております。

ただし、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動(1)に資するための経費の一部を交付するものであること、(2)「議会の運営を目的とする活動」に含まれない政治活動、選挙活動、選挙運動の支れから私人としての活動のための経費などは条例によることも対象とすることができない。このようにとらえられます。費用弁償の対象となるために政務活動の対象とはならない、このように考えていることとさせていただきます。

第180国会 平成24年8月7日衆議院法務委員会会議録15号 提案者福津久議員発言

- (1) 政務活動
- (2) 政治活動（選挙活動を含む。）
- (3) 費用弁償の対象となる公的な活動

スライド15

5 小平市において政務活動費を充当できるもの

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に関する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に届出するための経費
広報費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要請、意見の聴取、市民相談等の活動に関する経費
審議及び陳情活動費	会派が審議及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する懇話会等各種会議への会派としての参加に関する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に関する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に関する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に関する経費

15

スライド16

6 按分について

一つの活動が政務活動とその他の活動の両面を併せ持つ場合※には、その活動に係る経費については、政務活動費を部分的にしか充当することができない。これを「按分」という。裁判所は、政務活動のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる一般的、外形的な事実があるときは、使途基準に合致しない違法なものであるとし、その構成比が明確でない場合には、2分の1[この比率は、事例によって区々]を超える部分は、社会通念上、違法な支出とする準則を示し、合理的な按分を超える部分は返還せよとの判決が行われる。

※会派の機関紙や、HPに政務活動に属する記事と議員個人のPRや政党活動に関する記事が混在する場合

⇒上記のように複数の要素を持つ活動については、合理的な按分を施して、政務活動費を充当することが必要である。

スライド17

7 視察について

○視察の経費に政務活動費を充当することの可否については、視察の目的や外形的な内容、費用、報告書の存在、視察先に一般的な観光名所が含まれているか等が総合的に評価されている。

・視察先の選択、会派に属する議員のうちどの議員が視察に行くのが適当であるのかは、調査の目的に照らして合理性の認められる範囲内で会派の選択に委ねられている（東京高等裁判所平成28年12月21日）。参加人員の数は、会派の裁量にゆだねられている（各議員が自ら必要な見聞することに意味があるとされる。）

⇒行程において観光名所訪問が主であって、調査活動が従と見受けられる場合には、視察経費の一部（半分等）について政務活動費の充当が違法とされてきている。

17

スライド18

第5 不当要求・介入の防止 (1) 優越的地位に基づく事象

あっせん取崩やあっせん利得の背景には、議員の職員に対する優越的地位が存在。

【（ご参考）千代田区官製談合事件】

○千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書の職員アンケート調査結果の自由意見等から抜粋

・若手職員のためにも、議員と対応の仕方が明確になる環境や基準、方針を構築してほしい。

・管理職と議員との特殊な関係のもとで発生した事案。議員の相談内容も公開すべき。

・議員の口利きはすべて公開すべき。

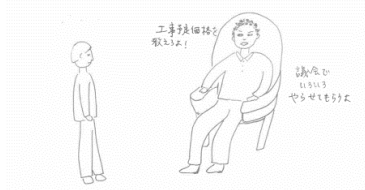
○千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書のヒアリング調査結果からの抜粋

・「議会と区役所関係はひどかった」、「この関係をなんとかしたいという思いはあった」

・…議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないという心理…が幹部職員間に少なからずあった。

スライド19

第6 ハラスメントの防止 1 パワハラ (1) パワハラの諸相



○千代田区の事例 千代田区入札事例行為等再発防止検討委員会 ヒアリング調査結果からの抜粋
 ・「議会と区役所関係はひどかった」、「この関係をなんとかしたいという思いはあった」
 ・「議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないという心理」が幹部職員間に少なからずあって、¹⁹

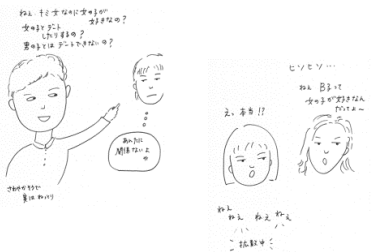
スライド20

6 ハラスメント事象を惹きしないための必要性・相当性のポイント

- 相手方の問題事象に対する注意・指摘・叱責を超えて、その人格否定に及ばないこと
 「今回のような個人情報の漏洩の原因は何か。今後の再発防止について詳細に説明しないと住民は納得できないと思うよ」なのか（許容される方向）。「情報管理室長は、給料ドロボーだ。どうなんだ。辞表を出す気はないのか」なのか（パワハラになる可能性）。
- 怒りその他の感情の沸騰に身をゆだねた言動ではなく、相手方の弁解を聴いたり、意見交換をする姿勢を持つこと。⇒役人はざっくりした説明よりも精緻な説明を好む傾向がある、よく聞いてみると、間違っていないことを発見するというところもあろうか。

スライド21

8 ソジハラ



ソジハラ
 ソジ (SOGI セクシャル
 オリエンテーション、
 ジェンダーアイデンティ
 ティ) に関する嫌がらせ

スライド22

9 議会におけるパワーハラスメントの弊害

職員の心に対する致命的な損傷を及ぼすおそれ（うつ病、自死）

議員にとっても深刻な害悪（面従腹背、有権者への風評等（SNS）、刑事事件、公表されることにより私生活にも影響）、民事賠償リスク

⇒住民サービスの低下

パワハラに付随して（又は職員に対する優越的関係を背景として）職員の職務執行に対する不当な圧力・干渉、口利きの問題

22

スライド23

10 勘違いの払しょく

- ・「指導監督は、パワハラにならないよ」の勘違い
 ⇒指導監督（のつもり）が同時にパワハラであることもある。

（例）事務局職員（産前休業中）が生まれたばかりの子をだっこして職場を訪問した。議会フロアでそれを見かけた議員が、「子どもを連れてくる場所ではないっ、ばかもの」と激しく叱責（議会フロアを神聖視し、正義のために叱責しているとの思い込み）。

- ・「少しエッチな会話は職場の潤滑油」の勘違い
 ⇒あるセクハラ裁判における最高裁判所の説示

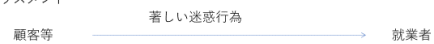
「職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに耐えられない不快感や嫌悪感等を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗しない会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちよしたりすることが少なくないと考えられる」



スライド24

12 カスタマーハラスメント (1) 基本構造

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（2025年4月1日施行）に定義されたカスタマーハラスメント



（例）太郎のお誕生日用のケーキを購入した。チョコレートで「太郎」と書くように頼したが、「三太郎」と書かれたケーキが配達されたので、ケーキをもって、ケーキ屋を訪問。

- ・「太郎」と書いたケーキを交換するよう要求、返品するので代金を戻すよう要求
 ⇒ 本条例は、顧客等の正当な権利主張を妨げるものではない。
 - ・大声で「土下座しろ」と怒鳴る。
 - ・慰謝料1000万円を払えと要求。
- ⇒カスタマーハラスメントの禁止（第4条）、罰則のない理念的な条例
 条例及びガイドライン+業界ごとのマニュアル等により、カスタマーへの対応・取組を促す。

参 考 資 料

会議の状況

令和7年2月から4月までに行われた会議の状況は、次のとおりです。

閉会中の委員会調査及び審査（2月）

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議 案 審 査 結 果				請 願・陳 情 審 査 結 果				委員 派遣	
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続		
常任 厚生	2/3	2:02	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境建設	2/4	1:50	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

閉会中の幹事長会議（2月）

会議名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議 案 審 査 結 果				請 願・陳 情 審 査 結 果				委員 派遣	
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続		
幹事長会議	2/13	2:13	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

閉会中の議会運営委員会（2月）

会議名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議 案 審 査 結 果				請 願・陳 情 審 査 結 果				委員 派遣	
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続		
議会運営	2/18	0:28	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3月定例会本会議「会期2/21～3/27（35日間）」

本会議 日数	会議 延時間	傍 聴 人 数	議 案 審 査 結 果				請 願・陳 情 審 査 結 果			
			※可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続
6	36:57	78	21	—	—	—	—	1	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

3月定例会中の委員会審査及び調査

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣	
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続		
常 任	総務	3/11	3:29	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-
		3/27	0:14	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活文教	3/12	0:49	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	厚生	3/13	1:14	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-
環境建設	3/14	4:41	4	3	-	-	-	-	1	-	-	-	
特 別	広聴広報	3/18	0:28	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一般会計 予算	3/4	9:56	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3/5	8:48	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3/6	8:21	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特別会計・ 下水道事業 会計予算	3/7	6:03	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	

※可決には、同意・認定・承認を含む

3月定例会中の幹事長会議

会議名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続	
幹事長会議	3/13	0:44	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3/21	0:59	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※可決には、同意・認定・承認を含む

3月定例会中の議会運営委員会

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続	
議会運営	3/24	0:25	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※可決には、同意・認定・承認を含む

閉会中の幹事長会議（4月）

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続	
幹事長会議	4/22	0:34	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※可決には、同意・認定・承認を含む

閉会中の議会運営委員会（4月）

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続	
議会運営	4/23	0:16	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

閉会中の委員会調査（3～4月）

委員会名	開催日	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審査結果				請願・陳情審査結果				委員 派遣
				※ 可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続	
特別 広聴広報	3/27	0:04	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4/15	0:06	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

4月臨時会本会議「会期4/25（1日間）」

本会議 日数	会議 延時間	傍 聴 人 数	議案審議結果				請願・陳情審議結果			
			※可決	否決	撤回	継続	採択	不採択	取下げ	継続
1	1:30	1	4	—	—	—	—	—	—	—

※可決には、同意・認定・承認を含む

図 書 室 だ よ り

令和7年2月から4月までの間に、下記の図書を配架しましたのでご利用ください。

○資料

書 名	発 行 所	発 行 年 月 日
令和6年度行政視察報告書(常任委員会)	小平市議会事務直	令和7年3月
令和7年度予算特別委員会参考資料	小平市議会事務直	令和7年3月
令和7年度小平市一般会計予算書	企画政策部財政課	令和7年2月
令和7年度小平市特別会計・下水道事業会計予算書	企画政策部財政課	令和7年2月
第21回小平市政に関する世論調査報告書	市民部市民課市民相談室	令和7年1月
小平市地域防災計画	総務部防災危機管理課	令和7年1月
令和6年第2回定例会 昭和病院企業団議会会議録	昭和病院企業団議会	令和6年11月
公立昭和病院年表 令和5年度版	公立昭和病院	令和6年10月
令和6年第2回 定例会会議録	東京たま広域資源循環組合議会	令和6年10月
令和7年第1回 定例会会議録	東京たま広域資源循環組合議会	令和7年2月
令和6年第2回定例会 多摩六都科学館組合議会会議録	多摩六都科学館組合議会	令和6年12月

そ の 他

視察来庁の状況

令和7年2月から令和6年4月までの間、当市議会に下記のとおり視察来庁がありました。

市 議 会 名	視 察 日	視察議員	会 派 等	視 察 事 項
香川県高松市	3月28日(金)	1人	市民フォーラム21	ルネこだいら(公益財団法人小平市文化振興財団)として、文化芸術振興に対する取組について

部事務組合等議会議員

組 合 名	議 員 名
昭 和 病 院 企 業 団	津 本 裕 子 山 田 大 輔
湖 南 衛 生 組 合	鈴 木 洋 一 吉 本 ゆうすけ
小 平 ・ 村 山 ・ 大 和 衛 生 組 合	佐 藤 徹 柴 尾 ひろみ 外 山 まなみ 三 輪 博 美
東 京 都 十 一 市 競 輪 事 業 組 合	福 室 英 俊
東 京 都 四 市 競 艇 事 業 組 合	幸 田 昌 之
東 京 た ま 広 域 資 源 循 環 組 合	伊 藤 央
多 摩 六 都 科 学 館 組 合	岡 田 しんぺい 鈴 木 だいち

協 議 会 等 委 員

名 称	議 員 名	名 称	議 員 名
東 京 都 三 多 摩 地 区 消 防 運 営 協 議 会	—	野 火 止 用 水 保 全 対 策 協 議 会	比 留 間 洋 一 細 谷 正 之 幸 田 昌 之
三 多 摩 上 下 水 及 び 道 路 建 設 促 進 協 議 会	—	東 京 河 川 改 修 促 進 連 盟	—
	(第1委員会) 柴 尾 ひろみ	多 摩 地 域 都 市 モ ノ レ ー ル 等 建 設 促 進 協 議 会	—
	(第2委員会) 深 谷 幸 信	多 摩 北 部 都 市 広 域 行 政 圏 協 議 会 審 議 会	川 里 富 美
	(第3委員会) 伊 藤 央	—	石 津 はるか 高 橋 政 美
三 鷹 ・ 立 川 間 立 体 化 複 々 線 促 進 協 議 会	—	東 京 都 市 公 平 委 員 会 関 係 団 体 協 議 会	—
—	川 里 富 美	—	—

市議会の動き 第173号

令和7年5月発行

編集・発行 小平市議会事務局
〒187-8701
小平市小川町二丁目1333番地
電話番号 042-346-9566
電子メール gikai@city.kodaira.lg.jp
¥ 220

